

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成27年3月3日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	小澤重則君	副委員長	金丸寛君
	金丸幸司君		五味武彦君
	松井豊君		斉藤芳夫君
	内藤久歳君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（9名）

議長	有泉庸一郎君		滝川美幸君
	清水正二君		米山昇君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	三浦進吾君		池神哲子君
	保坂芳子君		

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	土肥冷子君	生活環境部長	有泉善人君
福祉健康部長	小林修君	保険課長	安藤佳俊君
環境課長	小田切聡君	福祉課長	内藤光二君
子育て支援課長	三井敏夫君	長寿推進課長	三澤宏君
健康増進課長	清水春雄君	国民健康保険係長	金子智奈美君
高齢者医療・年金係長	五味万理君	環境保全係長	鷹野久君
生活環境係長	三井浩君	障がい福祉係長	田中貴則君

生活保護係長	劍 持 豊 彦 君	児 童 係 長	羽中田 和 幸 君
保 育 係 長	長 田 裕 二 君	長寿あんしん 係 係 長	土 屋 達 巳 君
介護保険係長	保 坂 江 里 君	介護予防推進 係 係 長	小 池 清 美 君
介 護 認 定 審 査 会 係 長 (中 央 市)	山 口 文 六 君	健康企画係長	小 林 和 彦 君
保健指導係長	長 坂 千 恵 子 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中 村 宗 和	書 記	石 原 大 助
書 記	松 井 恵 美		

審査内容

1 条例審査

- 議案第14号 甲斐市保育料条例の制定の件
- 議案第15号 甲斐市立敷島子育てひろば条例の制定の件
- 議案第16号 甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件
- 議案第17号 甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定の件
- 議案第18号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定の件
- 議案第25号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件
- 議案第26号 甲斐市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 議案第42号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 議案第43号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件

2 補正予算

議案第 5号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第6号）

議案第 6号 平成26年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 7号 平成26年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第 8号 平成26年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）

3 その他

開会 午後 1時26分

○委員長（小澤重則君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

○委員長（小澤重則君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第5号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第6号）ほか12議案の審査等を行います。

審査は、お手元に配付した審査日程により、初めに、議案第14号 甲斐市保育料条例の制定の件ほか8件の条例案等の審議から行い、その後、一般会計補正予算の審査、特別会計補正予算の審査の順で行います。

委員、職員の方に申し上げます。限られた時間での審査になりますので、質問、答弁は簡潔明瞭にしていだけるようお願い申し上げます。

それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願いいたします。また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思いません。

それでは、審査に入ります。

議案第14号 甲斐市保育料条例の制定の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お疲れさまでございます。

子育て支援課からは、まず、議案第14号 甲斐市保育料条例の制定の件についてお願いいたします。

定例市議会議案49ページ、それから議会資料4ページをお開きください。厚いほうの資料でございます。

まず、この条例制定の経緯でございますが、平成27年度に本格施行となります子ども・

子育て支援新制度に伴います児童福祉法の改正によりまして保育料の徴収根拠となります法律が子ども・子育て支援法に移行するわけですが、この法律には保育料の徴収規定がないことから、市といたしまして保育料の徴収につきまして条例で規定する必要があるものであります。

条例の主な内容ですが、子ども・子育て支援法第19条第1項1号、2号、3号認定の子供が特定教育保育施設、これは幼稚園、保育所、それから認定こども園でございますが、これらの施設や特定地域型保育事業、これは小規模保育事業等でありましたが、この施設等を利用する際の保育料の徴収根拠を定めております。

条例の構成は、ここにございますとおり、第1条の趣旨、2条に定義、3条保育料、4条保育料の額の決定等、5条減免、6条その他の構成となっております。

提案理由につきましては、議案50ページにございますとおり、子ども・子育て支援法に基づく特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の額、その他必要な事項に関し、条例を定める必要があるためであります。

議会資料4、5ページをお開きください。

これは甲斐市保育料条例施行規則で、案であります。

議会にお願いいたしますのは条例の制定ではありますが、保育料の額はこの施行規則によりますことから、所管の常任委員会で詳細は説明いたしました、5ページの保育料基準額表の概要につきまして重複する部分もありますが、再度説明いたします。

まず、(1) 1号認定子供保育料です。これは新制度に移行する幼稚園と認定こども園の満3歳以上で教育を希望する子供に係るもので新たに定められるものであります。国が示しました1号認定の保育料は全国平均の幼稚園事業者負担額月額2万5,700円をもとに就園奨励費の額を所得により満額加味した設定となっております。そこで、市といたしましては本市の幼児が通う幼稚園の平均利用者負担額が全国平均よりも若干低いということから、影響が多い5階層2,000円、4階層を1,000円減額いたしまして、この基準額表といたしました。

次に、(2) 満3歳以上で保育を希望する2号認定と満3歳未満の保育を希望する3号認定のお子さん、保育園や認定こども園、地域型保育事業に該当するものですが、新制度では保育料の算定を所得税額から市民税額による算定に変更されます。また、現行の市の保育料基準額表は3歳児未満、それから3歳児、4歳児以上の3つの年齢層に設定されておりましたが、国の示した基準のとおり、2号認定3歳児以上と3号認定3歳児未満の2つの年齢層の設定といたしました。

まず、実施主体であります市町村の事務簡素化を図るため、算定基準が市民税額になりますが、新制度により年少扶養控除の継続控除による費用徴収制度が廃止されることによりまして、年少扶養控除廃止前の税額で算定したものと比較いたしますと、16歳未満のお子さんのいる多子世帯は大幅な増額となってまいります。現在は平成25年1月から12月の収入による所得税額から保育料を算定しておりますが、新制度では平成27年4月から8月までは平成26年度の市民税額をもとにし、9月からは平成27年度の市民税額により新たに算定し直すこととなります。したがって、保育料の年度更新時期は今後毎年9月に変更となります。

このようなことから、市の保育料等の設定した考え方ではありますが、国が新たに示しました保育料基準額8つの国階層の保育料をもとに、各階層に対しておおむね45%の軽減率で市の保育料を16の階層に設定し直しました。これによりまして、課題でございました現在の市の保育料基準額表におけます各階層の軽減率の較差、いわゆるばらつきを是正いたしまして、さらに多くの市一般財源の投入をすることで現行の約30%の軽減率を平均45%まで引き上げ、大きな子育て支援対策また少子化対策といたすものであります。この軽減率は県内他市を大きく上回ることが予想され、県内でもトップクラスであります。

2号認定の6から8階層、3号認定の8階層につきましては、過去の経過から大幅な増額を避けたいということでありまして、今後は段階的に各階層と同程度の軽減率に改定してまいりたいと考えております。

保育短時間8時間の保育料につきましては、国基準と同じく保育標準時間11時間保育の保育料の1.7%の金額を差し引いたものといたします。

それから、低所得者層、多子世帯の保育料軽減につきましては、1号認定、2号、3号認定とも現行と同様となります。まず、ひとり親、在宅の障害遺児者がおられる世帯は第2階層は無料にいたし、第3階層につきましては1,000円の減額といたします。

次に、1号認定につきましては小学校3年生まで、2、3号認定では小学校就学前までの範囲におきまして、保育園や幼稚園等を利用している年長者から2人目が半額、3人目以降無料といたすものであります。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 軽減率を3割から約45%ということで負担軽減を図っていくということですが、予算的にはどのくらいの額になるんですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お答えします。

予算的に見るとと言いますと、非常にどの段階で見ると言えるかが非常に難しいですけども、平成26年度の決算額、いわゆる平成26年度に在園している子供たちがそのままこの制度で来年度移った場合ということでお考えいただきたいと思うんですが、市の負担金額を申しますと、26年度今までの制度でいきますと2億600万円の負担になります。それで新しい制度、この基準額表でいきますと2億6,200万円と見込んでおりますので、その差額5,600万円ほどを市が負担するということになるかと思えます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） それで、前は確かにかなりばらつきがあったんですが、今度はかなり頭をそろえてあるということで、ただ高額の人の場合少し負担が、高額と言ったって大したことはないんだけど、階層が上の方の場合ちょっと負担が少し重くなるのかなという感じがしますが、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お答えします。

負担と言いますと、負担の額につきましては大きな額、今までよりも若干ふえた額になりますが、軽減率から言いますと、2号認定で言いますと8階層の方は66%の軽減率になりますので、平均の45%を大きく上回っておりますので、これを徐々に助成して均等した応分な負担に戻していきたいというふうに考えております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これで、今、説明を受けたんですけども、総じて今の説明の中では、今までの基準に関して各階層も含めて保育料はまず上がる場所があるのか、現状よりも削減された、負担がね。その辺のところはどんなぐあいですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 大きな制度改正でございますので、一律全部下がるという

わけではございません。上がる方もございます。

先ほど松井委員さんからもご指摘がございましたように、高い階層のところは基準を上げてございますので、若干の負担をいただくこととなります。

試算ではありますが、今現在、年長児は退園されますので、今現在いらっしゃる方で1,300人ほどを想定しているんですが、その方で増額者といいますとおおむね13%の方が上がる見込みをしております。それから減額者、68%が減額されるということでもあります。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると今ふえるほうは最大でふえたというその金額というのはいくらくらいふえるんですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ただいま申しましたとおり、今現在の方がこのまま移行した場合ではありますが、それには多子軽減等々が出てきて変わる場合もありますが、素直に横並びでいった場合、1万円くらいふえる方もおられます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この制度が変わることによって、各階層こういうふう非常にバランスよくやったという成果だと思いますけれども、ただ問題はこうやって高額者のほうがふえるということの中で、やっぱりそういった増額って誰しも喜ばしいことじゃないし、その辺のその理解を求めることに関してどんな説明というかやったのか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） まずもってご理解いただきたいのが、制度が変わったということで、先ほど申しました年少扶養控除がなくなりましたので、大きく変わる方につきましては16歳までのお兄ちゃん、お姉ちゃんがいる方、多くいる方については非常に大きな増額となります。

ただ、そのまず制度が変わるということを一先ご理解いただくことと、あと市といたしましても、先ほど申しましたように、26年度決算見込みベースで大きなお金5,600万のお金を入れるということでもありますので、応能の原則によって納めていただくということでご理解をいただきたいと考えております。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この制度が変わることによって、今回、園児の募集とかそういうこともあったと思いますけれども、内容的にはほとんど変わっていないというようなことですが

れども、この制度が変わったということと、一部保育料のそういう負担の変更、変わった分があつて、その辺の周知というかその辺はどんな形でやっていますか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 常任委員会でもお願い、それからご協力のほうをいただいたんですが、まず県内各自治体がまだ正式にこの保育料を表明したところが、恐らく南アルプスがしているのかなと思われませんが、そのほかはされておられません。

そんな状態でありまして、甲斐市におきましてもおくれたわけなんです、さきの常任委員会をお願いいたしまして、この基準額表を皆さんに周知することをお願いいたしまして、予算前ですが、周知はさせていただきました。

これから、恐らくこの表を配られても保護者の皆さん、自分の保育料がずばりわかるというのはなかなか難しいと思いますので、正式な保育の決定がされる通知と同時にそれぞれの負担額をお示しすることとなります。

その際、多分上がられた方につきましてはその内容のお問い合わせがあるのかなと思いますが、先ほど申しましたことをご理解いただくというところであります。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちなみにこの各階層で認定も含めて一番多い階層ってどの辺が一番多いんですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 細かい階層でいいますと、市の定めた階層で一番多い階層でいいますと、242人おります5のBという階層が17.4%ございます。それから大体5の階層あるいは6の階層、6のBにつきまして125人いらっしゃるという、この辺の階層が多いのかなと思われまして。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質問はありませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 新しく制度がなってこのような保育表をつくられたということで、先

ほども質問というか出ていましたが、30から45%に軽減がふえるということで大変当局でもご努力されているなということで、これは評価したいと思います。

それで一つお伺いしたいのが、1号認定で幼稚園、私立の幼稚園から認定こども園で教育を受けるという形の方はこの表ということになるかと思いますが、今までは私立の場合ですと一律の保育料じゃなかったかと思うんですが、この表と比べて意味はわからないんですが、今度新しくなる認定こども園の今までの幼稚園の授業料というか保育料と比べてどのくらいそれは軽減になるのか、比較してあるいは高いのか安いのか、どんなぐあいになるんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 新制度になりまして、各私立の幼稚園、新制度に移行される幼稚園はこの料金表でいきますので、基本的に先ほど申しましたように、国では2万5,700円が平均の毎月の授業料、それから入学金も含めておりますが、と解釈しております。それを市の子供たちが一定の保育園の平均をとりますと2万3,700円ということですので、これで就園奨励費を全て加味したものがこの基準額表になっておりますから、甲斐市におきましては70%の就園奨励費の額を補助しているということでございますので、それを加味すると30%分これで安くなるのかなというふうに解釈しますが、何分平均でございますので、それぞれの園の今までの保育料が差がありますから、それによって若干の差は出るのかなと考えております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 県内でも、今、課長のほうからお話があったわけなんですけれども、そういう中で条例、規則の中で第4条の納付期限まで保育料が納付されないとき、また地方税の滞納処分によって処分することができるというふうに書いてあるわけなんですけれども、今までこういう対象になった方がいらっしゃるのか、またその後対象になった方がどのような善良な対策をとっていただいたか、もしあったらお答えをお願いします。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 保育料等の滞納でございますが、滞納につきましては実は今度入園される方々等々に児童手当からの納付をしてもよろしいという承諾書をいただいております。これによりまして滞納がぐんと減りますので、この処分等につきましては今のところとったことはございません。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

池神議員。

○議員（池神哲子君） 一番人生の中で大変な状況であるお母さん方だと思うんですね。やっぱり値上げというのは子育てに一番響く問題だと思うんですけども、それを一番最初にこの市がやってしまうというその理由がよくわからないんですけども、もう少し子育てにやさしい思いというか、こういうのは本当にもっと後からやってほしいなと思うんですけども、なぜそんなに早くやっていくのかということもあるんですけども、できればやってほしくないなということなんですけれども、いろんなことを考えられてやっているのかなと思うんですけども、やっぱり評判というものもありますし、竜王だとかこの甲斐市において…

○委員長（小澤重則君） 池神議員、簡潔にお願いします。

○議員（池神哲子君） ごめんなさい。そういうことで、値上げというのはとても響いちゃうわけですね。ですから多くのその……

○委員長（小澤重則君） 簡潔にお願いできますか。

○議員（池神哲子君） どうしてもやらなければならないという理由をはっきりもう少し言ってほしいなと思います。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 値上げ、確かに上がる方もいらっしゃるんですが、先ほど言いましたように、応能の考えから上がる方もいらっしゃるということなんですけど、市の保育料の国基準の減額した率が今までおおむね30%だったものを、おおむね5割と言わせていただいているんですけども、実際は45%の表でございまして、45%に減額率を上げさせていただいたということで、実は近隣市町につきましてはおおむね30%から35%であります。その減額率を一律にして表を作成しておりますので、上がる方は非常に多うございます。うちのほうは30%の減額率をおおむね5割に上げたということで、上がる方が先ほど申しましたように13%に抑えられたというふうにご理解いただければありがたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） どうしても上げなければならないという理由というのは、いまいち私たちにはよくわからないんですけども、その辺をもう少しご父兄の方にわかるような形で持って行ってほしいなというふう思うんですけども、その辺の努力をお願いしたいと思

います。

これはやっぱりどうしようもないんだなというふうじゃないと厳しい問題ですよ、というふうに感じます。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 繰り返しになりますが、市の一般財源を今までよりも多く入れたけれども上がる方は出てきてしまったというふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第14号 甲斐市保育料条例の制定の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

○委員長（小澤重則君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 市の負担を増額させたということで全体としては努力が認められると思います。

また、一定の傾斜配分もやむを得ないものでもありますが、ただ最も多い5、6階層の中で、6階層がちょっと減額が少し少ないのかなという感じもありまして、ちょっともう一度精査をさせていただきますが、議員団としてはもう一度検討した上で、最終本会議で対応したいと思います。

本日のこの時点ではちょっと反対討論させていただきます。

○委員長（小澤重則君） 松井委員、反対討論ですか。保留ですか。

○委員（松井 豊君） 保留はないですよ。

○委員長（小澤重則君） 保留はないです。反対討論を聞いております。

○委員（松井 豊君） はい、反対です。

○委員長（小澤重則君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） これで討論を終わります。

これより、議案第14号 甲斐市保育料条例の制定の件を採決します。

本案は起立により採決いたします。

本案に賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任をお願いします。

次に、議案第15号 甲斐市立敷島子育てひろば条例の制定の件について、当局の説明を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 引き続きまして、議案第15号 甲斐市立敷島子育てひろば条例の制定の件につきましてお願いいたしますのであります。

定例市議会議案51ページ、52ページ、議会資料7ページ、8ページをお開きください。

まず、この条例制定の経緯であります。平成26年度に敷島保育園に併設した形で敷島子育てひろばを新設いたしましたことから、地方自治法の規定により公の施設の設置及びその管理に関する事項を条例で定める必要があるものであります。

条例の内容ですが、一般的な公の施設の設置条例でありまして、条例の構成はここにありまして、第1条の趣旨、2条に定義、3条設置、4条名称及び位置、5条利用者の範囲、6条利用料、7条その他の構成となっております。

提案理由につきましては、議案52ページでございますとおり、甲斐市立敷島子育てひろばの新設に伴い、当該施設の設置及び管理に関し必要な規定を定める必要があるためであります。

今まで、子育てひろばにつきましては別の施設の併設でありまして、施設自体がなかったものですが、今度は新しく施設ができておりますので、これを定めるものであります。

議会資料7ページ、8ページには条例の施行規則案を掲載いたしましたので、ご参照いただきたいと思っております。

以上であります。よろしくご審議をお願いします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 規則に言っている館長というのはどんな方がなるのか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 館長であります。館長を置くことができる、また兼務することができるということで、今のところ児童館等と同じような形で考えております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

池神議員。

○議員（池神哲子君） 資料のところですけども、子育てひろばというのは働いているお母さん方が子供たちの面倒を見られないので見てもらうということではすごく大事なことですよね。

これによりますと1から5まで、第3条ですけども、掲げられているんですけども、今までよりも、これによって狭められるということがあるのでしょうか。それはないでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 簡潔にお願いします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 子育てひろば、法で定められたものでありますので、今までと同様であります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第15号 甲斐市立敷島子育てひろば条例の制定の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第15号 甲斐市立敷島子育てひろば条例の制定の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案とおりの可決することでご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

続いて、議案第16号 甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件について、当局の説明を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） それでは、議案第16号 甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件についてお願いいたします。

定例議会議案53ページから58ページであります。概要を議会資料9ページで説明したいと思います。9ページをお開きください。

まず、1であります。放課後健全育成事業であります。共働きなど保護者が昼間に仕事などで家庭にいない小学生を対象に授業終了後に児童館等を利用して遊びや生活の場を提供する事業でありまして、市におきましては現在11の児童館を中心に運営しております。

2つ目の条例制定の背景であります。子ども・子育て関連三法によりまして児童福祉法が改正されましたことから、平成27年度から放課後児童健全育成事業の設備及び運営につきまして市の条例で基準を定めなければならないとなったものであります。

3つ目は、条例の主な内容であります。対象年齢であります。条例の第5条で現行のおおむね10歳未満の児童までから小学校就学児童といたしまして、従事する職員につきましては10条2項により支援の単位1クラスについて職員2名以上を配置し、うち1名については放課後児童支援員の資格を有する者といたすものであります。この有資格者とは保育士、学校教諭もしくは高等学校卒業者等で2年以上福祉施設等に従事した者などで、県等の主催する研修会に参加し、支援員の資格を取得した者であります。1クラスの規模につきましては第10条4項でおおむね40人までといたしております。施設につきましては第9条2項におきまして遊びや生活の場また静養するための専用スペースといたしまして、児童1人当た

りおおむね1.65平米以上必要といたしております。

最後に、4つ目の条例適用の経過措置についてであります。この条例は平成27年4月1日から施行となりますが、第9条2項の1人当たり1.65平米の面積基準についてと10条4項のおおむね40人までとする1クラスの規模につきましても、国で認められました平成32年3月31日までの5カ年の経過措置を適用いたすことといたしております。

提案理由につきましては、議案58ページにございますとおり、児童福祉法の改正により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるためであります。

以上であります。よろしくご審議をお願いします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 支援員というのは国家資格というか、どんなレベルですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ただいま申し上げましたとおり、保育士、学校教諭もしくは高校卒業者で2年以上福祉施設等に従事した者、この皆さんが県の主催する研修会を受けた者、それを支援員と申しております。

○委員長（小澤重則君） 松井委員、よく聞いていてください。説明いたしましたので、先ほど。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 経過措置として2つほど決められておりますが、1.65平米以上と40人以内ですか。現状でこれに該当するところがありますか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 現在、各児童館で行っているところは、これを満たしているところはありません。全てオーバーしている状況であります。

[「どういうこと」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 満たしているところはなくてオーバーしているというのは、基準よりも、いわゆるこの経過措置を使わなければならないという状況ということよろしいですか。であればそれは2回しかでないから。

であれば、それを解消するのにどういう計画でいるか、お尋ねいたします。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） すみません。答えのほうが簡単で申しわけございません。

今現在、登録者数が多いございまして、その登録者数で考えますとその1.65平米、40人以上はオーバーしている状況であります。

ただ、登録者のおおむね6割、4割から6割の方しか毎日の利用はございませんので、施設によってはクリアしているところもあるという状況であります。

そうは言いましても、今度4年生から6年生までの募集をするということでもありますので、これに一步踏み切るとなれば学校の空き教室あるいは近隣の公共施設を使わないと間に合わないのではないかとこのように考えております。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） 今のにちょっと関連するんですが、特に双葉東小学校なんかの場合は今の点に本当に留意をしていただいて、多いから入れないということがないように、経過5年となっていますけれども、どうかその辺のところは市内の児童館のその条件というのは統一できますように、ぜひご配慮をお願いしたいと思います。

要望で結構です。

○委員長（小澤重則君） 要望でいいですね。

ほかにございますか。

池神議員。

○議員（池神哲子君） この放課後健全育成という事業ですから、もちろん健全の育成をテーマにはしているんですけども、これによってその今までやってきたいろいろな努力なされてこられたわけですね。それに対してやりにくくなっていくのか、それともそういうことはなく、現状を考えてみて、うまくというかスムーズにいくようになっていくのか、そのあたりがちょっと心配ですけども、そのあたりの見通しとしてはどうでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） この条例の内容にもございますとおり、今まで努力目標だった面積基準、それから1クラスの規模等も定められることから、より健全な育成が図れるものと考えております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第16号 甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第16号 甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案とおりの可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。職員を入れかえます。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

続いて、議案第17号 甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定の件を議題とい

たします。

議案について当局の説明を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こんにちは。

それでは、長寿推進課のほうから条例の制定の件につきましてご説明させていただきます。

議案第17号 甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定の件につきましてご説明させていただきます。

甲斐市定例市議会議案59ページから73ページとなります。

最初に73ページのほうをお願いいたします。

提案の理由等につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法が平成25年6月14日に公布され、その翌年介護保険法の改正が行われたことに伴い、これまで厚生労働省が一律で定めていた指定介護予防支援等に係る基準につきまして厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌して市において条例を制定する必要があるためでございます。

59ページのほうをごらんください。

指定介護予防支援とは、介護予防支援の知識を有する保健師等が要支援1または要支援2の方の予防サービス計画、ケアプランでありますけれども、こちらを作成するとともに計画に基づくサービスが提供されるよう事業者等との連絡調整、介護予防ケアマネジメントといえますけれども、を行うもので、本市は地域包括支援センターを直接運営型で実施しているため、長寿推進課内に指定介護予防支援事業所があります。その事業所のサービス提供に当たっての基本方針、人員や運営に関する基準、効果的な支援の方法等に関する基準等を定めております。

条例は、第1章の総則、第2章の人員に関する基準、第3章の運営に関する基準、第4章の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第5章の基準該当介護予防支援に関する基準について規定をしております。

国の基準に従うべき内容は、60ページの第3条従業員の員数、第4条管理者、第5条内容及び手続の説明及び同意、62ページの第6条の提供拒否の禁止、65ページの第23条秘密保持、66ページ、第27条の事故発生時の対応となります。

それ以外の内容につきましては、国の基準を参酌し、地域の実情等に応じて異なる内容で

定めることも可能となっております。

67ページをごらんください。

本市におきましては、第29条記録の整備、第2項で規定しているサービス提供記録等の保存年限を国の基準の2年間を5年間に変更しております。これは介護報酬の過誤請求の時効は5年となっていることから各種記録を5年間保存することが望ましいと判断したためでございます。

条文の説明は省略させていただきます。

説明は以上となりますが、条例の施行は平成27年4月1日からとなります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 国の基準に従って整備するということですが、甲斐市独自のものとかそういうのは何かあるんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 今ご説明したとおり、67ページの第29条記録の整備を、国の基準では2年間保存年限を5年間に変更しております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） その場合人員配置など、どのくらいの業務がよくわかりませんが、増員とかあるいは何かあるんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こちらはケアプランとか、あるいはその連絡調整の支援等がありますので、このケアプラン等の業務のほかに地域包括支援センターにおきましては相談窓口また権利擁護等の事業も行っておりますので、総合的な面で人員配置をしております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第17号 甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第17号 甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案とおりの可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任をお願いします。

続いて、議案第18号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは、議案第18号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定の件につきましてご説明させていただきます。

議案75ページ、76ページをお願いします。

まず、76ページのほうをごらんください。

提案の理由等につきましては、議案第17号と同様で第3次一括法が公布され、介護保険法の改正が行われたことに伴い、これまで厚生労働省が一律で定めていた地域包括支援センターの職員等に係る基準につきまして厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌して市において条例を制定する必要があるためでございます。

75ページをお願いいたします。

地域包括支援センターは、包括的支援事業等、介護予防ケアマネジメント、相談また支援、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメント支援を一体的に実施する機関でありまして、本市では長寿推進課内に1カ所設置しております。

その地域包括支援センターの人員や運営に関する基準を定めており、条例は第1条の趣旨、第2条の人員に係る基準及び当該人員の員数、第3条の運営基準について規定しております。

国の基準に従うべき内容は、75ページの第2条人員に係る基準及び当該人員の員数となり、それ以外の内容につきましては国の基準を参酌し、地域の実情等に応じて異なる内容を定めることも可能となっておりますが、国の基準どおりとしております。

第2条の人員に関する基準は、第1号被保険者、65歳以上ですけれども、こちらの数がおおむね3,000人から6,000人未満ごとに保健師1人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員、主任ケアマネジャーですけれども、こちらを1人、これに準ずる者と定めております。

本市では、平成27年1月末の第1号被保険者数1万6,720人で算定しますと、それぞれ約2.8人から5.6人の専門職員の配置が必要となります。現在、地域包括支援センターには保健師及び準ずる者5人、社会福祉士及び準ずる者3人、主任ケアマネ2人ですが、平成27年度に主任ケアマネの資格取得予定者が1人いるため、27年度中にはこの基準を満たすと考えております。

他の条文の説明は省略させていただきます。

説明は以上となりますが、条例の施行は平成27年4月1日からとなります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 現在、保健師5人、社会福祉士3人、それから3つ目ですか、これが2人から3人になるということのようですが、これは専任ということであって別に兼務など

はしていないわけですね。ちょっと確認。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こちらのほうは地域包括支援センターの業務を行っておりますので、兼務ということはございません。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 76ページの支援センター、3条の2かな。運営協議会というのが設置されているんだけど、これで公平かつ忠実な運営をとというふうなことですけれども、この運営協議会は具体的にどんなことをやっていて、そしてそれがこの支援センターのこういう運営にどの程度の、こういう位置づけにあるのかとその辺はどうなんですか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） こちらの運営協議会の委員さんにつきましては現在17名おまして、保健福祉等のいろんな分野の方から選出しております。その委員さんたちを交えて、やはりこの地域包括支援センターの運営をしていくために必要なこと、またそういった関係することを全て審議していただいて決定をしております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者あり]

○委員長（小澤重則君） まだ委員の質疑ですよ。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

池神議員。

○議員（池神哲子君） 提案理由のところですけども、この地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るためということで関係法律を整備するということになっているわけですけども、今までこの介護保険法が改正されたことに伴いということになっていますけれども、この条例を提案する理由をもう少し詳しく教えてもらいたいですけれども、これは。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） これは簡単に言いますと、国のほうが今まで定めていたものをやはり身近な地域、市町村また県で定めてそれを運用していくという形でこの法律が定められまして、国で定めていたものを身近なところで定めてやっていくというようなことで法律が定められております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 今、課長のほうからご説明があったんですけれども、対象人員1万6,720人というふうにお話があったわけですが、これは27年度でしょうけれども、28年度、例えば1年ぐらいたったらどのくらいにふえるか、その辺がもし、想定でいいですけれども、参考に教えてもらえればと思うんですけれども、よろしく願います。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 次期計画におきまして、平成27年度中の高齢者が1万7,104人、28年度が1万7,684人、29年度が1万8,118人と推計しております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） そうしますと、今の人数で大体対応できるということで理解してよろしいですか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） この平成29年度の人口、65歳以上の人数からしますと、やはり29年度にはこの今現在3名ずつというのを見直さなきゃならない状況となると思っております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） ここの2条ではその職務に従事する常勤の職員と書いてありますので、例えば正規でも非正規でも常勤の職員であれば問題ないだろうという解釈なのかと思うんですが、実際、今後、今、聞いたように対象の人数がだんだんふえていくと、地域包括の人

のそのいろんな、例えばいろいろもったとしても外部の例えばいろんな、外部という言い方おかしいですけども、いろんなところとの折衝がすごくあるわけですよ。そういったときの職権とか、そういったところでいろいろ正規じゃないと限界があるとかということはないんでしょうか、あと報酬の面とかで。そういう面はどんなふうに考えていらっしゃいますか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 現在は、地域包括支援センターは専任で、直営で行っておりますけれども、やはりそれが一番は望ましい形態だと思っています。

ただ、やはり高齢者がますますふえていきますので、もちろん委託も含めて考えていかなければなりませんけれども、その中でやはりほかの関係の機関等といろいろ協議等を行う場合に、やはり専任というか、専門職、専属のやはりそういった地域包括支援センターの職員構成が望ましいのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） 今ありましたように専属のというお話がありますので、ぜひその辺も、長寿推進課だけでどうにかできる問題ではないので、ぜひ市のほうへも強力にやっぱり訴えかけて、働きかけていくことを諦めないでやっていただきたいなと思います。よろしく願いします。

○委員長（小澤重則君） 要望でいいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第18号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第18号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案とおりに可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任を願います。

続いて、議案第25号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件について、当局の説明を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 議案第25号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案99ページ、100ページとなります。

100ページのほうを最初にお願いいたします。

提案の理由等につきましては、第6期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の介護保険料率を改定する必要があること、また新たな地域支援事業を実施するに当たり平成27年4月から実施することが困難な場合は、実施時期等を定める必要があるためでございます。

別冊の議会資料40ページのほうをごらんください。

介護保険料改定についての概要の資料となります。

(1) につきましては、第5期と第6期の所得段階別の保険料の比較表でございます。第5期では基本6段階、本市は特例の軽減区分を設けているため実質は8段階となっております。第6期におきましては所得状況に応じたきめ細やかな保険料設定を行うため9段階にしております。さらに今後の国の政令に基づき、第1段階の保険料基準率を0.50から0.45に変更する予定でございます。

なお、この条例の改正につきましては期間の制約等から専決処分させていただく予定であります。

また、平成29年4月には消費税率の引き上げに伴います軽減措置として、第1段階が0.45から0.30、第2段階が0.75から0.50、第3段階が0.75から0.70に基準率を引き下げる予定でございます。

第1段階は月額2,550円ですが、今後の0.05の引き下げによりまして月額2,295円となります。第2段階及び第3段階は3,825円、第4段階は4,590円、第5段階、これ基準額ですけれども、月額5,100円、第6段階は月額6,120円、第7段階は月額6,630円、第8段階は月額7,650円、第9段階は月額8,670円となります。

(2) のところですけれども、こちらは第4期から第6期までの保険料の推移となります。第5期と比較しまして約4.1%の増となります。

(3) は、第6期計画中の第1号被保険者数、認定者数、給付費額の推計値となります。41ページ、42ページにつきましては、条例の新旧対照表となりますが、説明は省略させていただきます。

議案のほうの99ページをお願いします。

次に、新たな地域支援事業に関する改正をご説明します。

ページの中ほどになりますけれども、附則に次の2項を加えるというところがありますので、そちらのほうをごらんください。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の附則第14条の規定によりまして、介護予防、日常生活支援、総合事業等に関する経過措置を定めます。

附則第10項においては、介護予防、日常生活支援、総合事業は体制整備の関係から、平成28年4月1日から行うことに定めております。

第11項におきましては、生活支援体制整備事業となりますが、準備の関係から、平成29年4月1日から行うことに定めています。

なお、医療介護連携推進事業及び認知症総合的支援事業につきましては、平成27年4月1日から実施しますので規定は不要となります。

説明は以上となりますが、条例の改正は平成27年4月1日から施行します。

ご審議をよろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 対前期比4.1%増ということですが、金額的にはどのくらいになるでしょうか、全体で。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 保険料の全体の収入額でよろしいのでしょうか。

○委員（松井 豊君） はい。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） この保険料につきましては3カ年で計画しておりますので、3カ年の保険料の収納必要額は32億2,840万1,790円となります。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第25号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 日本共産党甲斐市議団、松井豊です。

反対討論を行います。

この介護保険については、改定のたびに増額という状況になっています。かつ最近年金が減額をされ、今後も永久に減額が続くということも言われています。そうした中での増額です。高年齢者には非常に厳しい状況にあります。詳細についてはまた討論でも触れますが、反対をさせていただきます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） これですべての討論を終わります。

これより、議案第25号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件を採決します。

本案は起立により採決をいたします。

本案に賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

続いて、議案第26号 甲斐市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 議案第26号 甲斐市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案101ページをお願いいたします。

提案の理由等につきましては、議案第17号、18号と同様で第3次一括法が公布され、介護保険法の改正が行われたことに伴い、これまで厚生労働省が定めていた指定介護予防支援事業者の指定に係る基準について厚生労働省令で定める基準に従い、市において条例を制定する必要があるためでございます。

現行の地域密着型サービス事業者の指定に関する規定に介護予防支援事業者を指定する場合の法人格などについての基準を追加するものであります。

別冊の議会資料43ページをごらんください。

新旧対照表となります。

第1条の趣旨では介護保険法第115条の22第2項第1号において、申請者が市町村の条例で定める者でないときと定めておきまして、指定介護予防支援事業者の指定に際しては、市が条例で定めた者でないときと指定できないこととなります。

第3条の見出しに、指定介護予防支援事業を本文に介護保険法の規定を追加し、指定介護予防支援事業の申請者は法人とするとの基準を定めます。

説明は以上となりますが、条例の改正は平成27年4月1日から施行します。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第26号 甲斐市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第26号 甲斐市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案とおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

続きまして、議案第42号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 議案第42号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件につきましてご説明をさせていただきます。

別冊の議案となります。1ページから8ページとなります。

最初に、8ページのほうをごらんください。

提案の理由等でございますが、平成27年1月16日介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布によりまして、甲斐市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要があることからです。

この条例の改正につきましての新旧対照表は、別冊の議会資料1ページから28ページとなりますけれども、改正の部分が多くありますので、本日お配りしましたこの1枚のA4の資料で改正内容をご説明させていただきます。

地域密着型サービスにつきましては、左側のところにサービス種別と記載しておりますけれども、現在8種類のサービスがあります。この条例の対象者は要介護1から要介護5の利用者が対象となります。

①の定期巡回、④の小規模多機能、⑧の複合型サービスの共通の改正としまして、提供サービスの質の評価をみずから行い、市職員等が参画する運営推進会議で報告した上で公表する仕組みに変更するための改正となります。

②の改正の内容につきましては、訪問看護サービスの一部につきまして、他の訪問看護事業所との契約にてサービス提供を可能とする。また午後6時から午前8時の間は同一敷地内、隣接する敷地内においても共通のオペレーターとすることを可能とする改正であります。

③につきましては、改正はございません。

④の改正内容につきましては、共用型の利用定員は施設ごと、1日3人から……

〔「番号が1つずつずれていますね」と呼ぶ者あり〕

○長寿推進課長（三澤 宏君） 失礼しました。

まず、①は先ほどと同様です。

④のところもそのままでございます。

〔「ちょっと待って。1つずつずれていた感じだけれども」と呼ぶ者あり〕

○長寿推進課長（三澤 宏君） ②のところは、改正がなしとなっております。

⑧はいいですね、複合型サービスになっておりますね。

③のところの改正のところでございます。③が施設ごとの1日3人から、1ユニットごと

に1日3人とする。また、通所の事業所を利用して他のサービスを行う場合は市に届けることや事故発生時の報告の仕組みを設けている改正でございます。

④の改正につきましては、登録定員を25人以下から29人以下とし、登録定員に応じて通いの利用定員を18人以下とする。また看護職員が兼務可能な施設として同一敷地内、隣接する施設を加え、兼務可能な施設の種別に介護老人福祉施設、介護老人保健施設等を加える改正でございます。

⑤につきましては、ユニット数を1または2でございますが、用地確保の困難等の地域の事情により3ユニットとすることを可能とする改正でございます。

続きまして、⑥の改正につきましては、有料老人ホームのみ、国保連に対して入居者の同意書の提出を義務づけていましたが、この要件を撤廃する改正でございます。老人福祉法の改正により前払い金を徴収する場合は、算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられたことからでございます。

続きまして、⑦の改正内容は、サテライト型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象に指定地域密着型介護老人福祉施設を追加する改正でございます。

⑧の改正内容は、名称を複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護に変更する。また登録定員を25人以下から29人以下としまして、登録定員に応じた通いの利用定員を18人以下とする改正でございます。

個々の条文及び新旧対照表の説明は省略させていただきます。

説明は以上となりますけれども、条例の改正は平成27年4月1日から施行します。

ご審議をよろしく願いいたします。失礼しました。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） サービス種別の④ですけれども、ここに小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設、事業所についてというのがあるんですけれども、この辺のところは隣接する事業とかと、いろいろ事業所等とあるんですけれども、これは隣接しているとその看護職員が隣に行ってその仕事をしてもいいというそういう認識なのか、この辺のところは何か非常に理解しがたい部分があるんで、その辺をちょっと説明をしてくれますか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） この小規模多機能という、現在、国のほうの推奨している事業でございますけれども、やはり看護職員というのが非常に重要な役割となっています。ただ、この場合、全てその看護職員が常時業務をやっているわけではございませんので、できるだけその辺を効率よくという形で進めるために、こういった見直しがされている状況でございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、ほかの事業所へ行ったり来たりしていいということで、その管理上の問題というか、そういうものはどんな形でどういうふうに管理するか。あの人はこっち行った、あっち行ったということになって、その責任というか、そういうところのその線引きというか、その辺がよくわからない。例えば、隣の事業所とどういう協定を結んで行ったり来たりするのかという、その辺がどういう格好になっているのかよくわからない。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 同一敷地内とか、隣接する施設というのは同一事業者でございますから、やはり管理面では一つとなっておりますので、その辺は問題ないと考えております。

〔「そういうことね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） サービス種別で①番と⑧番ですが、これはプランの中には載っていなかった、通知が出ていなかったと思うけれども、これはもう規則をつくっておくということなんですか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 現在、こちらのほうのサービスの内容で①番と⑧番につきましては甲斐市では行っておりません。

ですけれども、条例の中では定めておくということでございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） この条例に該当する多機能サービスを行っている事業所というのは、甲斐市内に何カ所あって定員がどのくらいなのでしょう。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） まず、こちらの表で甲斐市内にあるのが、③番、認知症対応型通所介護、これ現在、敷島荘が行っております。定員はこちらは3人でございます。通所の認知症でございます。

④の小規模多機能型居宅介護、これはあかさかとげんき甲斐がございまして、定員は25人以下となっております。

続きまして、⑤の認知症対応型共同生活介護、これグループホームと言われてはいますが、めぐみ荘、敷島荘、雀のお宿、樫の木、ふるさと敷島、カーサ西八幡と6カ所ございます。めぐみ荘が18人、敷島荘が9人、雀のお宿が9人、樫の木が18人、ふるさと敷島が18、カーサ西八幡が18となっております。

あと、⑦番目の地域密着型……

〔「合計がわからない」と呼ぶ者あり〕

○長寿推進課長（三澤 宏君） 合計90人となります。

⑦、こちらのほうの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でございますけれども、あかさか、また現在建設中のフルルール甲斐、こちらの定員は29人となっております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 市のほうでこれらの整備の計画も予定というか、計画表の中にありますよね、整備計画が。あとどのくらいあれですか、施設とすれば計画書の中では整備する予定なのか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 次期計画におきまして、平成29年度にこちらのほうの⑤の

認知症対応型共同生活介護、グループホームですけれども、こちらを2ユニット18人と、
⑦の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、こちら1カ所29人を計画しております。
以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第42号 甲斐市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第42号 甲斐市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案とおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

次に、議案第43号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 議案第43号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件につきましてご説明させていた

だきます。

別冊の議案となりますけれども、9ページから11ページとなります。

11ページのほうを最初にごらんください。

提案の理由等でございますが、議案第42号と同様、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令によりまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を改正する必要があるためでございます。

この条例につきましての新旧対照表は、別冊の議会資料29ページから39ページとなりますが、先ほどの議会資料にて改正内容をご説明させていただきます。

地域密着型介護予防サービスの対象者は、要支援1、要支援2の方が対象となります。

①から⑧の地域密着型サービスにて、要支援者が対象となるサービスは、③の認知症対応型通所介護、④の小規模多機能型居宅介護、⑤の認知症対応型共同生活介護となります。

改正の内容につきましては、議案第42号と同様となります。

条文及び新旧対照表の説明は省略させていただきます。

説明は以上となりますが、条例の改正は平成27年4月1日から施行します。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第43号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第43号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、分割付託されました議案第5号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） それでは、そのようにいたします。

最初に、保険課関係を行います。

第3款民生費、第1項社会福祉費について説明を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 保険課関係の補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の18ページをお願いいたします。

一番上の行、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、010国民健康保険特別会計繰出金4,148万4,000円の増額につきましては、保険基盤安定繰出金の保険税軽減分3,414万6,000円並びに保険基盤安定繰出金の保険者支援分733万8,000円の増額であります。

1つ下の段に行きまして、3目老人福祉費、003後期高齢者医療費380万円の増額につきましては、医療費の増加に伴う負担金の増加分であります。

その次の004後期高齢者医療特別会計繰出金662万6,000円の増額につきましては、後期広域連合事務費負担金分繰出金が198万7,000円の増額、また保険基盤安定繰出金が861万3,000円の増額ということであります。

保険課関係は以上であります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） これはどこだな、老人福祉費で003の後期高齢者医療費となるんですけども、総額は380万上がるよということなんですけど、実際何人ぐらいが受けて、おとしよりどのくらいふえるのか、こういうのは数字的には把握していますか。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） やはり決算が出ないと1人当たりとか件数とかは出てこないんですけども、今のところ給付見込み額52億5,360万円を見込んでおりまして、その12分の1を一般会計のほうで負担しますので、不足分の380万円を増額しました。

また、細かい状況については決算のほうでご説明できるかと思えます。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） その該当者というのは、数はちょっとわからないですね。

○保険課長（安藤佳俊君） 今の該当者ですか。

○委員（五味武彦君） 今の該当者。

○委員長（小澤重則君） わかりますか。

五味係長。

○高齢者医療・年金係長（五味万理君） 年度当初の被保険者数でよろしいでしょうか。

4月1日現在で6,750人の被保険者がおります。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにごぞいますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで保険課所管の第3款民生費、第1項社会福祉費の審査を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時21分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、福祉課関係を行います。

第3款民生費、第1項社会福祉費及び第3項生活保護費について一括説明を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） お疲れ様です。

それでは、福祉課の補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書18、19ページをお開きください。

初めに、18ページの上から2番目であります。3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費からご説明いたします。

補正前の額14億6,328万2,000円に対しまして5,000万円増額補正し、補正後の額が15億1,328万2,000円となるものであります。補正額の財源内訳ですが、国・県支出金3,750万円のうち国庫支出金が2,500万円、県支出金が1,250万円、一般財源が1,250万円であります。

19ページをお願いいたします。

補正の内容について事業別にご説明いたします。

001自立支援給付事業でございますが、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにおいて、障害者及びサービス料の増加により6,000万円の増額をお願いするものであります。内訳ですが、在宅施設で受ける介護等の介護給付費が2,750万円、グループホーム、就労支援等の訓練等給付費が3,250万円で合わせて6,000万円でございます。

次に、その下の002自立支援医療事業でございます。更生医療の対象医療となる心臓手術及び腎臓機能障害による人工透析等の医療費の決算見込みから1,000万円を減額補正し、20節扶助費全体では5,000万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

20ページの左上にございます3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費についてご説明いたします。

補正前の額858万7,000円に対しまして427万1,000円増額補正し、補正後の額1,285万8,000円となるものでございます。補正額の財源内訳は全額一般財源でございます。

21ページをお願いします。

補正の内容でございますが、001生活保護総務費において、平成25年度の国庫負担金及び補助金の確定に伴いまして概算で受けていた交付済み額と実績額との差額分を返還するため、23節償還金、利子及び割引料で427万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

20ページをお願いいたします。

次に、2目扶助費についてご説明いたします。

補正前の額7億8,184万8,000円に対しまして1億2,100万円増額補正し、補正後の額9億284万8,000円となるものでございます。補正額の財源内訳ですが、国・県支出金のうち、国庫支出金が9,075万円、一般財源が3,025万円でございます。

21ページをお願いいたします。

補正の内容でございますが、001扶助費において、生活保護世帯の伸びによる医療扶助費等の増加により、20節扶助費で1億2,100万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、生活保護の状況でございますが、平成27年2月1日現在で、被保護世帯数が421世帯、被保護人数542人と、昨年の4月当初から37世帯、42人の増加となっております。今後とも高齢者世帯、傷病・障害者世帯を中心に増加が見込まれる状況でございます。引き続き保護が必要な人には適切に保護を実施するという生活保護の趣旨に基づき、必要な援助を行うとともに自立に向けた支援を実施してまいります。

以上が福祉課の補正予算でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「早過ぎる」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 早い。はい、わかりました。

保坂議員。

戻りますか。いいですか。

○議員（保坂芳子君） 19ページの自立支援の給付事業の中で3,250万が就労支援とかというお話が今あったんですけども、その辺の中身をちょっと、3,250万円の中身をちょっと教えてください。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 3,250万円の中身ということでございますが、これは訓練等給付費と呼ばれているものでございまして、大きく共同生活援助、これグループホームに関する経費でございます。それと就労継続支援A型、これは雇成型と呼ばれるものでございます。そしてもう一つが同じく就労継続支援B型、これは非雇成型と言われるものでございます。今回補正をお願いするのは、その3種類のサービスについて合わせて3,250万円の今年度給付費でお願いするものでございます。

また、介護給付費のほうは、さきに申しました2,750万円という内訳でございまして、よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） この就労のほうのA型、B型、ちょっとこの3つ、さっきおっしゃいましたけれども、それぞれお幾らなんですか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） まず、共同生活援助につきましては820万円、就労継続支援のA型につきましては1,700万円、同じく就労継続支援のB型につきましては730万円で、合計で3,250万円でございます。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで福祉課所管の第3款民生費、第1項社会福祉費及び第3項生活保護費の審査を終了します。

次に、長寿推進課関係を行います。

第3款民生費、第1項社会福祉費について説明を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは、平成26年度一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

補正予算説明書18ページ、19ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、介護保険特別会計繰出金1,152万円の増額につきましては、介護保険特別会計の保険給付費等の増額によるものであります。

詳細につきましては、介護保険特別会計補正の際にご説明させていただきます。

一般会計の長寿推進課に係る補正予算につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで長寿推進課所管の第3款民生費、第1項社会福祉費の審査を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時33分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、子育て支援課関係を行います。

第3款民生費、第2項児童福祉費について説明を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ご苦労さまでございます。

それでは、子育て支援課の所管いたします補正予算につきまして説明いたします。

議案16ページをお願いします。

第3款民生費、第2項児童福祉費であります。補正額……

[発言する者あり]

○子育て支援課長（三井敏夫君） 議案のほうの16ページ、予算の説明資料は18、19ページでございます。失礼しました。

第3款民生費、第2項児童福祉費であります。補正額1,100万円の増額をお願いし、43億7,888万円とするものであります。

補正予算説明資料の18、19ページでございます。

まず、1目児童福祉総務費であります。財源内訳でその他財源177万3,000円の増額をし、同額の一般財源を減ずる財源更正であります。これは子供医療費助成事業に充てておりますサテライト双葉の競輪場外車券場地元対策費負担金などによる地域振興基金繰入金の増額によるものであります。

続きまして、4目保育所費です。補正額1,100万円の増額をお願いするものであります。説明欄をごらんください。010市内保育所事業で820万円、011広域保育事業で280万円の補正をお願いいたすものですが、これは法改正に伴い、保育所運営費に係る保育単価が4月に遡及いたしまして改正されますことから、それぞれ不足額の補正をお願いするものであります。財源につきましては、保育所運営費増に伴います国と県の保育所運営費負担金の応分を増額いたすものです。

以上でございます。よろしくご審議、お願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

保坂副議長。

○議員（保坂芳子君） ちょっと教えていただきたいんですが、今、財源更正のところでサテライト双葉の増額の繰入金増額177万3,000円の話が出たんですが、私的には何かこのサテライト双葉のお金というのはみんな全部、例えば子供の医療費無料化、窓口無料化、あれに全部使われているのかなと思ったんですが、これは今回増額だったからこっちに来たということなんですか。その辺ちょっと説明いただけますか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） サテライト双葉の地域振興基金に1回積み立てまして、それからその額をこちらのほうに回していただくということで、毎年度精算をいたしまして全てこちらのほうで子供医療費のほうで使わせていただいております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第3款民生費、第2項児童福祉費の審査を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時37分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、健康増進課関係を行います。

第4款衛生費、第1項保健衛生費について説明を求めます。

清水課長。

○健康増進課長（清水春雄君） お疲れさまでございます。

それでは、健康増進課のほうから3月補正につきましてご説明をさせていただきます。

補正の予算説明書20ページ、21ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、3目健康推進費の補正になります。

初めに、2目予防費ですが、補正前の額が2億5,405万7,000円、補正額82万円、計2億5,487万7,000円でございます。財源内訳は、国・県支出金としまして61万5,000円、これは県支出金としまして4分の3の県負担金で、残りが一般財源でございます。

補正内容につきましては、横の隣の21ページになるわけでございますけれども、予防接種事業とし82万円でございます。これは予防接種の事故救済事業負担金でございます、現在1人が本事業の救済制度の対象であります、その医療費の不足が見込まれるため増額補正をお願いするものでございます。

次に、3目健康推進費でございますが、補正前の額が4億364万9,000円、補正額60万円、計4億424万9,000円でございます。

財源内訳としましては、一般財源でございます。

補正内容につきましては、21ページにもございますように、母子保健事業64万円でございます。これは不妊治療費助成金で、1回当たりの治療に10万円を限度として助成する内容でございますが、その不足分として増額補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の母子保健事業、不妊治療の10万円ということですが、これについては当初の何人を計画して、新たに補正ということはその財源を使い切ったということですが、その治療を受けた人が今年度どのくらいいてということですか。

○委員長（小澤重則君） 長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君） 不妊治療の助成金ですが、当初予算のほうでは100件を見込んでおりました。細かい数字なんですけれども、最終的には106件ぐらいにはなるのではないかと、ということで、6件分、上限10万円ですので、ということで60万円の増額ということを計上させていただきました。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君）　ということは既に100件いっちゃったということですか。

○委員長（小澤重則君）　長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君）　今の時点ではまだ100件は超えていないんですけれども、今までの傾向を見ますと、1、2、3月の時点で大体60件ぐらいまとめて申請に来ますので、その部分を見込んでということで計上させていただきました。

○委員長（小澤重則君）　内藤委員。

○委員（内藤久歳君）　今まではどれくらい、実績としてはどうなんですか。

○委員長（小澤重則君）　長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君）　25年の実績ですと121件です。その前の平成24年ですと83件ということなんですけれども、何ともこの数字は読めない部分がありまして、事前に申請をして数字を把握するという事業ではないので、窓口で治療をしてということで申請を持ってきて初めて数字をつかみますので、毎年増加傾向にありますので、その傾向を読んでということで106件ということで見込みました。

○委員長（小澤重則君）　内藤委員。

○委員（内藤久歳君）　私が聞きたいのは、平成26年度において一応予算措置をするわけじゃないですか、100件とね。それに対して今年度どれだけ申請があったのかという、それで実績が出たのかということを知りたい。今までの。

○保健指導係長（長坂千恵子君）　今までのということですね。

○委員長（小澤重則君）　長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君）　先ほど申し上げましたように、平成25年が121件なんですけれども、金額のほうは総額で1,060万ほどの実績になっておりますし、平成24年ですと83件で790万、800万ぐらいの実績になっております。

○委員長（小澤重則君）　内藤委員、26年を聞いたかったんじゃないですか。

○委員（内藤久歳君）　そう。

○委員長（小澤重則君）　26年、今までに申請がされた数をお願いしたいです。

長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君）　ちょうど補正を組むころは46件という数字でした。そのときは380万ほどの実績でしたので、そこから1月、3月までで60件というところを足して、細かい数字なんですけれども、106件という数字を出しましたので、ただ、今現在ですとも

う既に80件を超えておりますので、そうなりとやっぱり例年どおりかなり1、2、3月で申請がふえるのかなというふうに思っております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今言ったことを聞きたかったんで、やっぱりこの補正が出てくるというのは今年度に対する補正だから、ことしになって予算措置をして、それに対してどれだけをするかというところを聞いているので、最後に言ったことを答えていただければと思います。もちろん前年度の実績を踏まえてということですけども。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 予防接種事業で82万円増という形なんですけど、これ多分予防接種に係る何か事故で補償するという格好だと思いますけれども、これお1人なんですか。その総額がお幾らでということは極秘になっちゃいますか。

○委員長（小澤重則君） 小林係長。

○健康企画係長（小林和彦君） 対象人数は1人でございます。

金額のほうにつきましては、これは入院治療費とか在宅の医療費になりますので、一概には数字というのはここでは説明するものではございませんけれども、当初、例年これくらいだという見込みの中で予算を計上させていただいて、暮れにちょっと状態が悪くなったということで医療費がかさんできたというところまではお話しできるところです。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 非常にぐあいが悪くなっちゃったということですが、これもう何年ももわかってこういう生活をされているということですけども、いい方向に向かっているんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 小林係長。

○健康企画係長（小林和彦君） お母様から医師の診断書を見せていただいたところによりますと、これは素人の私の見ですけども、ちょっとはかばかしくないなと思われまして。ただはっきりとは言えないところで、申しわけございませんけれども。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） すみません。個人情報にかかわることかもしれないのでこれ以上は突っ込みませんが、いずれ来年度以降もある程度の額は予算的にしなきゃならんということではよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

ここで健康増進課所管の第4款衛生費、第1項保健衛生費の審査を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時46分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、環境課関係を行います。

第4款衛生費、第2項環境衛生費及び第3項清掃費について一括で説明を求めます。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 大変ご苦労さまです。

それでは、環境課における3月補正について説明をさせていただきます。

補正予算説明書については、20ページ、21ページの下段になります。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費であります。21ページの右側、説明欄にありますとおり、016簡易水道事業特別会計繰出金でありまして、所管が上水道課に

なりますので建設経済常任委員会での説明となります。

続きまして、4款衛生費、2項環境衛生費、2目環境保全費であります。補正前の金額2,598万4,000円に対し、300万円の減額補正で、合計で2,298万4,000円であります。財源内訳としましては全て一般財源であります。

内容につきましては、001環境保全事業における19節負担金、補助及び交付金でありまして、太陽エネルギー利用整備導入促進奨励金300万の減額でございます。細かい内容ですが、当初予算において太陽光発電パネル関係で1件当たり5万円の補助で350件、1,750万円の予算を計上しておりましたが、決算見込みとしまして290件、1,450万を考慮しまして300万の減額補正をする内容でございます。

次に、3目やすらぎ聖苑管理費でございます。補正前の金額5,497万2,000円に対して1,070万の減額補正で、合計で4,427万2,000円あります。内容につきましては、11節需用費が200万の減額、これは火葬炉整備修繕費の減額でございます。次に、13節委託料が400万の減額であります。これは火葬業務委託の入札差金であります。次に、15節工事請負費、これも470万円の減額であります。

続きまして、説明書22ページ、23ページの上段になります。

4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費であります。補正額ゼロということで、財源更正になります。

説明書につきましては、すみませんが、10ページ、11ページのほうを見ていただきたいと思えます。

10ページ、11ページの上段にあります歳入であります。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金199万2,000円の増額補正に伴うものであり、199万2,000円の県補助金の支給が決定したことにより、一般財源より県支出金に財源更正をするものでございます。これは敷島リサイクルステーションの移設設置に伴う工事費に対しての県の補助金、山梨県環境保全活動支援事業補助金という名称の補助金の内容でございます。この補助金につきましては、各自治体からの環境事業の取り組み申請により、山梨県の予算額の配分による交付となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 工事請負費、やすらぎ聖苑のほう470万減ということなんですが、これは工事をやらなかったのか、それともやったんだけど安くなったのか、この辺の内容をご紹介いただけますか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 工事につきましては、やすらぎ聖苑につきましては年次的に工事を執行しております。その中で全て工事のほうはやった内容でございます。

それで実際は当初の見積額と実際の契約額で開きがありまして減額となったところでございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 太陽光が減額ということですが、今後の状況はやっぱり減ってくるのでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 最近の状況としましては、新築住宅については建築工事と一緒に太陽光パネルも設置するという形で同時進行ということで比較的割引感があります。しかしながら、既存住宅についてはおおむね意識のある方に行きわたったのか、今年度についても100件程度、従前ですと250件前後あるんですけども、今年度については130件と、100件前後減っている状況にあります。

また、国の補助金も25年度で終了していますので、26年度今年、来年等は少なくなるかと思っているところでございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで環境課所管の第4款衛生費、第2項環境衛生費及び第3項清掃費の審査を終了します。

以上で、一般会計補正予算（第6号）の審査を終了します。

これより、議案第5号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第6号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） これですべての討論を終了します。

これより本案について採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時54分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、議案第6号 平成26年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

ここでお諮りします。この補正予算につきましては、歳入歳出一括説明、質疑としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） それでは、そのようにいたします。

内容について当局の説明を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） それでは、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明をさ

させていただきます。

補正予算説明書の35ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億5,042万6,000円を増額しまして、総額81億7,910万6,000円とするものであります。今回の補正につきましては、主に決算見込みに対応した補正となっております。

それでは、歳入の説明をいたします。38ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税3,500万円の減額につきましては、本年度の軽減制度の拡充に伴う減額であります。

2目対象被保険者等国民健康保険税1,700万円の減額につきましても、同様に軽減制度の拡充に伴うものであります。

次に、8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金30万円の増額につきましては、基金の運用利子の見込みが増額したものによります。

次に、9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金の保険税軽減分としまして3,414万6,000円の増額、これも先ほどと同じ低所得者に対しまず保険税の軽減制度の拡充に伴うものであります。

次のページにいきまして、2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分733万円の増額につきましても同様であります。10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金1億6,064万2,000円につきましては、前年度からの繰越金であります。

歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出、42ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては財源更正であります。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金1億5,030万円につきましては、前年度からの繰越分から1億5,000万円、また基金の運用利子から30万円を積み立てるものであります。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金12万6,000円につきましては、平成25年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の確定に伴う返還金であります。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 基金はこれ1億5,000円積み立てて、総額でどのくらいになっているんですか。

○委員長（小澤重則君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 約6億を超える予定です。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 超える予定、たまってきたですね、だんだん。ぜひ今後もっとためてください。要望です。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で審査を終了します。

これより、議案第6号 平成26年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

続きまして、議案第7号 平成26年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

内容について当局の説明を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書は47ページをお開きください。

歳入歳出総額にそれぞれ565万5,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を5億6,152万6,000円とするものであります。この補正につきましても、決算見込みに対応するものが主なものであります。

それでは、歳入についてご説明いたします。50ページ、51ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料1,000万円の減額につきましても、国保と同じく軽減制度の拡充を本年度していますので、その分の減額となります。2目普通徴収保険料250万円の減額につきましても、同様に軽減制度の拡充によるものであります。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金662万6,000円を増額につきましては、後期広域連合に対する事務費負担金の減額198万7,000円及び保険基盤安定繰入金の増額861万3,000円であります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金21万9,000円を増額につきましては、平成25年度の剰余金分であります。

歳入については以上であります。

続きまして、52、53ページの歳出のご説明をいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、001保険料等納付金362万8,000円の減額につきましては、保険料の減額1,250万円、及び25年度の出納閉鎖期間の保険料収入20万9,000円を増額、また保険基盤安定負担金861万3,000円を増額であります。002事務費納付金198万7,000円の減額につきましては、後期広域連合への事務費負担金の確定に伴う減額であります。

次の3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金1万円の増額につきましては、前年度の精算に伴う一般会計への繰出金であります。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で審査を終了いたします。

これより、議案第7号 平成26年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時08分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、議案第8号 平成26年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議
題とします。

内容について当局の説明を求めます。

三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） それでは、議案第8号 平成26年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明させていただきます。

まず最初に、議案の29ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,093万7,000円の増額をお願いし、補正予算後の予算額は40億7,957万2,000円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書の66ページ、67ページをお開きください。

最初に、歳出のほうの説明をさせていただきます。

1款総務費、4項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、19節負担金、補助金及び交付金の21万3,000円の増額につきましては、昨年12月の人事院の勧告によりまして、現在中央市から職員を派遣しております。そちらのほうの人件費の増に伴う補正であります。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費7,300万円の増額につきましては、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護等のサービスの給付費の予算が不足することから補正をするものでございます。

次に、2目地域密着型介護サービス等給付費1,700万円の増額につきましては、グループホーム、特別養護老人ホーム等のサービス給付費の予算が不足することから補正するものであります。

次に、3項その他諸費、1目審査支払手数料、12節役務費の46万円の増額につきましては、国保連合会審査件数の増による補正であります。

次に、68ページのほうをごらんください。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目給付準備基金積立金8,026万4,000円の増額につきましては、平成25年度からの繰越金、第2号被保険者、45歳から64歳でございますけれども、こちらのほうの支払基金交付金の過年度精算に伴う交付金等を給付準備基金として積み立てる補正であります。

以上、歳出の総額は1億7,093万7,000円の増額となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

補正予算説明書60ページ、61ページをごらんください。

1款保険料、1項保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料1,772万8,000円の増額につきましては、保険給付費増額によりまして第1号被保険者、65歳

以上の方の保険料の補正であります。

2節現年度分普通徴収保険料197万2,000円の増額につきましても、保険給付費の増に伴う補正であります。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金1,809万2,000円の増額につきましては、保険給付費の増額による国の負担分の補正であります。

次に、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分介護給付費交付金2,623万3,000円の増額につきましては、保険給付費の増額による第2号被保険者負担分の補正であります。

次に、2節過年度分介護給付費交付金212万1,000円の増額につきましては、過年度の保険給付費に係る第2号被保険者負担分の精算に伴う補正であります。

次に、2目地域支援事業支援交付金、2節過年度分地域支援事業支援交付金166万1,000円の増額につきましては、過年度の地域支援事業の第2号被保険者負担分の精算に伴う補正であります。

次の62ページ、63ページをごらんください。

6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金1,130万7,000円の増額につきましては、保険給付費の増額によります県負担分の補正であります。

次に、7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金1万円の増額につきましては、預金利子による補正であります。

次に、8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金1,130万7,000円の増額につきましては、保険給付費の増額による市負担分の補正であります。

次に、9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金7,647万円の増額につきましては、平成25年度からの繰越金に係る補正であります。

64ページ、65ページをごらんください。

10款諸収入、2項雑入、1目雑入、1節第三者納付金382万3,000円の増額につきましては、第三者行為による給付金の補正であります。これは交通事故等、第三者の不法行為によりまして生じた保険給付は加害者に対して損害賠償を請求することができるということで、損害賠償金として382万3,976円が歳入として入ってきております。

以上、歳入の補正総額は1億7,009万7,000円の増額となります。

ご審議のほうをよろしくお願いたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 歳入のところで保険料で、補正で1,970万円増という格好ですね。

歳入のほうでふえたということです。その中で1,772万が特別徴収料と、これは人数がふえたからですか。それとも毎年こういうやり方でこう乗せているのか、ちょっとわからないんですけれども、教えてもらえますか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） この保険料につきましては、この金額よりも実際には多く入ってくる見込みです。

今回の補正の歳出に合わせまして、そちらのほうの保険料も増額を行っておりますもので、これ以上入ってくる予定でございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） それでは、人数がふえたとかそういう問題じゃないのでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） もちろん人数もふえていますし、金額もふえているんですけども、こちらのほうも当初の予算のベースから、最初から目いっぱいの見込みを立てておくのではなくて、ある程度想定の中の予算というのも立てておりますので、それに従ってまた歳出等に応じて保険料を財源として充てているというような状況でございますので、その辺をよろしくお願いたします。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で審査を終了します。

これより、議案第8号 平成26年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）について順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

委員におかれましては、慎重審査ご苦労さまでございました。

次に、その他に入ります。

委員からありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 事務局からありますか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時18分